

学校法人城西大学 行動計画  
(次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画)  
～仕事と子育て両立支援～

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、教職員全体が働きやすい環境を整備することにより、教職員が自己の能力を十分に発揮できるようにするため、次の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日

2. 計画内容

(1) 子育てを行う教職員の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

【目標1】 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備を図る。

〈対策〉・勤務時間の制限や出産休暇の取得等により、人員の補充や代替職員の配置が必要になった場合には、業務の性格や内容等を十分に考慮しながら、円滑な配置を行う。

【目標2】 子供が生まれる際の父親の休暇取得を促進する。

〈対策〉・配偶者の出産の際に、父親が休暇を取得できる特別休暇制度を教職員に周知し、休暇取得を奨励する

【目標3】 女性労働者の積極的配置を推進する。

〈対策〉・女性労働者の職域拡大に向けた研修等を実施する

【目標4】 育児短時間勤務制度の活用を奨励する。

〈対策〉・制度の趣旨・活用について教職員に周知する

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

【目標5】 所定外労働の削減のための措置の実施

〈対策〉・命令に基づく時間外勤務を徹底し、時間外労働の削減を促進する。  
・妊娠等の報告があった場合、健康状態のほか、子育てや働き方について、十分確認し、申し出に基づき通勤時間帯の調整、時間外勤務の制限等を行う。